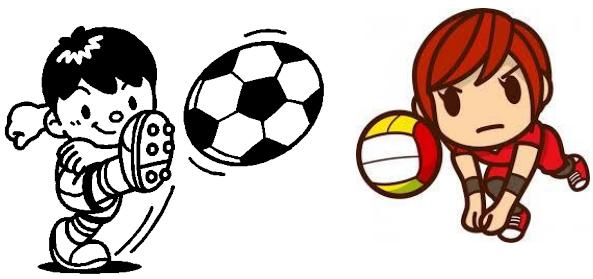


# キックオフ



## 部活動も頑張っています

毎日の授業はもちろん、放課後の部活動も頑張っています。その姿をお届けしようと、写真を撮ってきました。11日（木）に活動していた茶道部・陸上部・バレー部・テニス部の様子です。練習がお休みだった野球部・吹奏楽部・美術部はまた来週取材に行きますので、少々お待ちください。



茶道部の“ふくさ”さばき



テニス部のサーブ 打点が高い！



バレー部のトス練習



## 来週の予定

5／15（月）全校集会・生徒専門委員会・1限目の特活と6限目の音楽が順番入れ替え

\*水曜日の総合は歯科検診なので、月曜日の特活で男女別スタンツの練習をします

5／16（火）生徒議会（各クラスの学級委員長と各委員会の委員長が出席します）

5／17（水）歯科検診 \*給食のあと歯磨きをします、歯磨きセットを持ってきてください。

5限目の英語と6限目の総合が順番入れ替え

5／18（木）職員会議のため45分授業・テスト1週間前！・放課後学習会スタート

5／19（金）眼科検診・ダンスの練習スタート

部活動の練習が無い、テスト前の1週間をどう過ごすのか！？テストの結果はこれにかかっています！自分に厳しく、頑張ってください。

- 塾に行ってない
  - 家で勉強する習慣がない
  - 誰かに勉強を教えてほしい
- 2つ以上当てはまる人はぜひ参加を！



保護者の皆様へ

## 学習者用端末等貸付依頼書の提出をお願いします

お子様が学校で使用している学習用端末（クロームブック）は、家に持ち帰る場合はもちろん、学校で使用するだけであっても、教育委員会に【学習者用端末等貸付依頼書】の提出が必要になります。すでに学校では毎日使用しているので、順番が前後しましたことは申し訳ございません。何卒ご理解いただき、ご協力を願いいたします。

5／17(水)が締め切りです。来週以降はこのクロームブックの持ち帰りも考えていますので、お早めの提出をお願いいたします。

手順① 【学習者用端末等貸付要綱】のプリントを読む

手順② 【学習者用端末等使用条件】のプリントを読む

手順③ 【学習者用端末等貸付依頼書】に必要事項を記入する

学習者用端末等貸付依頼書《全員提出》		年　月　日
大阪市立 楊浦中　　学校長様	保護者名（直署）	
	児童生徒名	1年 1組 番
学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するため、次の物品の貸付を依頼します。		
記		
1 貸付物品 ・学習者用端末のみ（付属品を含む。）		
2 遵守事項 学習者用端末等を使用するにあたり次の事項を遵守します。 (1) 学習者用端末等貸付要綱 (2) 学習者用端末等使用条件		
3 貸付期間 (1) 延　期：本校に在学する期間 (※注) 貸付物品は、学校から支給される端末です。		
【学校使用欄】		
端末	貸付開始日：	年　月　日
	学　校　番　号　：	
備　考		

- 記入した日の日付
- 保護者名  
(必ず保護者の方が記入)
- お子様の出席番号
- お子様の名前

ここは何も記入しません

\*モバイルルーターの貸し付けを希望されない場合は、提出書類はこれ1枚だけです。

手順④ 【学習者用端末等 使用ルール】のプリントをお子様に読ませる

\*分かりやすく解説をしていただけると助かります

手順⑤ 【家でパソコンをインターネットにつなげる方法】のプリントを保管する

\*クロームブックを持ち帰りした際に、必ず必要になります。  
その時まで大切に保管しておいてください。

手順⑥ モバイルルーターの貸し出しを希望されているご家庭には、封筒をお配りしています。  
【モバイルルーター等使用条件】を読んだうえで【モバイルルーター等貸付依頼書】に記入してお子様に持たせてください。記入する内容は上の書類とほぼ同じです。

ご協力ありがとうございました。